

令和6年度 国民健康保険税の計算方法

○所得割にかかる課税対象額

前年(R5年)の合計所得

— 430,000 =

㉠

①医療給付費分（賦課限度額 65万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

㉠

× 6.30% =

イ) 均等割

31,500円

×

人

=

計（医療給付費分）※100円未満切捨て

年額

円

②後期高齢者支援金分（賦課限度額 24万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

㉠

× 3.00% =

イ) 均等割

14,100円

×

人

=

計（後期高齢者支援金分）※100円未満切捨て

年額

円

③介護納付金分（40歳～64歳の人のみ）（賦課限度額 17万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

㉠

× 2.50% =

イ) 均等割

14,100円

×

人

=

計（介護納付金分）※100円未満切捨て

年額

円

年税額（①+②+③）

=

円

月額（年税額／12）

=

円

※ ここで計算された金額はあくまでも試算であり、実際の課税額とは異なる場合があります。